

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和6年1月23日
- 2 開会年月日、時間 令和6年1月31日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
 - ・農業委員 9名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
 - ・農地利用最適化推進委員 5名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 安藤 史紋
- 9 会議の附議事項
 - 議案 第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案 第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案 第30号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報告 第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より1月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、6番小林茂幸委員、7番小林広幸委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：譲渡人、譲受人ともに清水の方です。地図は 1 ページをご覧ください。申請地は 1 件で草間大橋の東側になります。

譲受人は以前から農地法第 3 条第 1 項の賃貸借権の設定で借受をしていたが、譲渡人は勤めであり、経営規模縮小をしているため、所有権移転ということになりました。

申請地は今後も引き続きリンゴを栽培していく予定です。農機具については、SS、軽トラック、乗用草刈機を所有しています。

労力は本人夫婦で、申請地までは 10 分程度です。

今までもリンゴを栽培しているため、問題なく耕作できると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：地図の 2 ページをご覧ください。譲渡人・譲受人は同一人物であり、個人から法人へ所有権を移転する案件となります。

耕作するのは引き続きブドウということで、農機具については乗用トラクター、乗用草刈機、軽トラック、バックホー等ブドウ栽培用のものは一通り所有しています。

労働力については今まで雇っていた 4 名程度のパートに引き続きお願いするようです。

申請地までの距離ですが、自宅と隣接しているため徒歩での移動ということでした。

経営拡大の意向について尋ねたところ、拡大の意向はないとのことでした。

今までどおり問題なく引き継いでいけると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 について、9 番関口委員より説明願います。

9 番関口委員：地図の 3 ページをご覧ください。貸付人は中条の方、借受人は松の実の方です。

今回賃貸借に至った経過としては、以前別の借受人は貸付人と伐根して返却するという約束をしていたそうですが、費用がかかるということで、仲介に入った方が今回の借受人に相談し話がまとまったということでした。

労力については本人のみということでした。

農機具についてはディーバーと軽トラックを所有していて、SS と乗用草刈機については無償で貸してくれ方がいるそうです。

申請地までは 2km 程度ということです。

耕作するものについては、現在早生のフジが植わっているため、毎年少しずつ一般的なフジに伐根して切り替えていくとのことでした。

年齢も若く、体力もやる気もある方ですので問題なく耕作できると思います。ご審議お願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 は許可とします。次に、議案第 28 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局： 転用目的は住宅の新築です。転用面積は 134 m²です。

地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、大島公会堂の西に約 340m 進んだ場所にあります。議案書の次のページの添付資料の許可申請書をご覧ください。転用の目的は 3 転用計画に記載がありますが、既存の農家住宅を立て替える時に申請地にまたいで建設していたことが分かり、農地転用を行うものです。

農地区分は、住宅等が連坦していることから第 3 種農地と判断されていますので、農地転用については原則許可の案件となります。

隣接地の状況については、北側と東側は町道、南側と西側は申請者が所有する宅地であり、周辺に農地はありません。

転用事業の確実性については、資金は全額自己資金により賄うことを通帳の写しにより確認しました。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないものと思われ、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長： 質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長： 質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長： 挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。次に、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局： (朗読)

議長： それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局： 地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋南信号の北東に位置しています。

貸付人は山王島の方です。議案書をご覧のとおり、借受人は須坂市の建設会社です。

申請理由は、借受人は須坂建設事務所が発注した小布施橋橋梁工事を受託しており、議案書の次のページの 3 転用計画に記載のとおり現場事務所や資材置場、仮設トイレ、車両駐車を設置するために一時転用をしたいと考えています。

転用面積は 3 筆合計で 415 m²です。配置図をご覧いただきたいのですが、プレハブ 1 棟、仮設トイレ 1 棟の設置、その他車両の駐車スペースや資材置き場とするという計画になっています。

許可申請書の 6 欄に記載の部分について、申請地は青地であり農業振興地域であります

ので、農地への影響を考慮し、土地造成は必要最小限、雨水は勾配をつけるなど配慮します。

また近隣耕作者へは借受人自ら事務所設置のための一時移転用である旨の周知を行い、もし問題が発生した場合には、借受人の責任において誠意をもって解決する、となっています。

また、転用事業の確実性について、建設工事請負契約書より工事時期・実施場所等を確認し、資金については全額自己資金により賄うことを金融機関の残高証明書により確認しました。

以上のことから、申請地の一時転用についてはやむを得ないものと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、つすみ保育園を北東に約 100m 進んだ場所にあります。

それでは、議案書に取り付けた添付資料の許可申請書をご覧ください。申請の目的は、申請書面の 3 欄の (1) 転用の目的記載のとおりですが、譲受人は、現在長野市のアパートに居住しており、家族の増加に伴い戸建ての住まいを必要としています。また譲渡人の息子が、現在は繁忙期に実家の手伝いをしており、将来は退職後実家の農業を継ぐことも考えて、親所有の農地を転用し農家住宅を新築したいと考えています。

農地区分は、公的施設から 500m 以内に位置していることから第 3 種農地と判断されていますので、原則許可です。

隣接地の状況については、北側と東側は農地、南側は宅地となっています。西側には町道があり、給排水管は埋設されている上下水道の本管に接続します。雨水は敷地内に浸透枡を設けて処理をします。また日照や通風に影響がないような木造平屋であるため付近の農地への影響はないと考えていますが、万が一被害が発生した場合には申請者の責任において補償する、とあります。

事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知書により確認致しました。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないものと思われ、転用はやむを得ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

議長：挙手全員のため、番号 2 は異議なしとします。次に、議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

14 番金井委員：地図 7 ページをご覧ください。貸付人は林の方、借受人は山王島の方です。

貸付人は高齢のため経営規模を縮小したい意向でした。そのため町の事業である農地バンクへ登録したところ経営規模を拡大したい借受人と話が成立しました。

労働力としては、繁忙期は 3 名か 4 名程度臨時で雇っているそうです。

申請地ではリンゴを耕作するというのですが、借受人は別の農地でもリンゴを耕作しているため、問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について 8 番牧委員より説明をお願いいたします。

8 番牧委員：地図は同じく 8 ページ目をご覧くださいと思います。

貸付人は清水の方、借受人は六川の方です。

栽培面積はおよそリンゴが 1 町歩、ブドウが 1 町 3 反ということです。

労働力は家族 4 人ですが、忙しい時は 5 名から 6 名のパートを雇うとのこと。

貸付人は今まで耕作していた方から申請地の返却があるということで困っていたそうです。借受人は経営規模拡大のため秋映の畑を探していたところ、面識のある貸付人の畑が見つかり作っていただきたいということで話がまとまったそうです。

経営規模からも分かるとおりに農機具については一式揃っていて労働力についても問題ないと思います。実際に畑を見に行きましたが、立派なリンゴの木であり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 と番号 4 は関連しているようですので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：借受人が同じ方なため関連議案として説明させていただきます。

地図は 9 ページをご覧ください。番号 3 について申請地は深沢川橋から南に約 200m 進んだ場所になります。貸付人・借受人ともに押羽の方です。

平成 31 年 2 月 1 日より賃貸借契約をしていますが、令和 6 年 1 月 31 日で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容や作付け品目については前回と同等です。

番号 4 について、地図は 9 ページと 10 ページをご覧ください。申請地は深沢川橋から南に約 200m 進んだ場所に 2 筆、地図 1 枚めくっていただいてフラワーセンター西側のうちの計 3 筆です。貸付人・借受人ともに押羽の方です。

平成 31 年 2 月 1 日より賃貸借契約をしていますが、令和 6 年 1 月 31 日で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様にリンゴとももの栽培を続ける計画です

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 と番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 と番号 4 は決定とします。続いて、番号 5 について事務局説明をお願いいたします。

事務局：地図は 11 ページをご覧ください。番号 5 について申請地は真引川沿いの小布施町東の端と中野市の境にあります。貸付人は雁田の方、借受人は東町の方です。

平成31年2月1日より5年間の賃貸借契約をしていましたが、令和6年1月31日で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様で米の栽培を続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6は決定とします。続いて、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図は最後のページをご覧ください。申請地はくだもの街道沿いのライスセンター一手前の交差点付近にあります。貸付人は松村の方、借受人は六川の方です。

後の報告案件と関連していますが、貸付人は、以前農地法第3条申請で他の方に賃借されていましたが、耕作者より高齢により経営規模を縮小したい申出があり令和6年1月15日付で合意解約をしております。今回の借受人は農地の経営規模を拡大しており、申請地を賃借したい意向であります。農地の維持管理をしっかりと行っている方であり、また栽培種目も果樹りんごをそのまま続けるということで、周辺農地に影響は無いと考えるのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続きまして、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。該当地は、草間大橋から西南方向の区域内にあ

ります。

貸付人、借受人ともに清水の方です。

貸借について、農地法第3条で平成15年3月28日より開始したものであります。今回賃借人が経営規模の縮小を申し出たため解約となりました。該当地は議案30号番号2で利用権設定契約を申請しております。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は最後のページをご覧ください。該当地は、申請地はくだもの街道沿いのライスセンター手前の交差点付近にあります。

貸付人は松村の方、借受人は長野市の方です。

貸借について、農地法第3条で令和4年2月28日より開始したものであります。今回賃借人が高齢のため経営規模の縮小を申し出たため解約となりました。該当地は議案30号番号6で利用権設定契約を申請しております。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後2時40分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和6年1月31日

小布施町農業委員会長

島津 忠昭

議事録署名委員

小林 茂幸

議事録署名委員

小林 広幸